

焼却灰等の放射能濃度測定結果

表1 主灰及びスラグの放射能濃度測定結果

測定機関 株式会社 むさしの計測
測定方法 放射能濃度等測定方法ガイドライン(環境省)
廃棄物等の放射能調査・測定法暫定マニュアル(国立環境研究所)
使用測定器 ゲルマニウム半導体検出器

単位: Bq/kg

施設名	試料 採取日	主灰又は流動床不燃物		
		放射性 セシウム134	放射性 セシウム137	放射性 セシウム合計
中央清掃工場	6月30日	不検出(<12)	不検出(<9)	不検出
港清掃工場	6月4日	不検出(<15)	不検出(<15)	不検出
北清掃工場	6月24日	不検出(<14)	不検出(<13)	不検出
品川清掃工場	6月5日	不検出(<16)	不検出(<12)	不検出
大田清掃工場(新工場)	6月17日	不検出(<17)	不検出(<10)	不検出
多摩川清掃工場	6月8日	不検出(<18)	不検出(<18)	不検出
世田谷清掃工場 ※2	6月19日	不検出(<17)	24	24
千歳清掃工場	6月23日	不検出(<11)	不検出(<10)	不検出
渋谷清掃工場 ※2	6月12日	不検出(<17)	不検出(<14)	不検出
杉並清掃工場	6月16日	不検出(<15)	不検出(<12)	不検出
豊島清掃工場 ※2	6月15日	不検出(<14)	24	24
板橋清掃工場	6月18日	不検出(<14)	不検出(<13)	不検出
練馬清掃工場	6月24日	不検出(<14)	不検出(<12)	不検出
墨田清掃工場	6月5日	不検出(<15)	27	27
新江東清掃工場	6月26日	不検出(<13)	不検出(<11)	不検出
有明清掃工場	6月2日	不検出(<15)	不検出(<14)	不検出
足立清掃工場	6月10日	不検出(<13)	20	20
葛飾清掃工場	6月22日	不検出(<18)	46	46
江戸川清掃工場	6月9日	不検出(<16)	33	33

単位: Bq/kg

施設名	試料 採取日	スラグ		
		放射性 セシウム134	放射性 セシウム137	放射性 セシウム合計
世田谷清掃工場	6月19日	不検出(<12)	不検出(<11)	不検出

※1 「不検出」とは、検出下限値未満を表します。また、()内は検出下限値を表します。

※2 流動床式焼却炉であり、主灰が発生しない施設であるため、測定結果には流動床不燃物の測定値を記載しています。

※3 放射能濃度が8,000Bq/kg以下のものは、放射性物質汚染対処特措法に則り、通常の埋立処分等を行います。

表2 飛灰及び飛灰処理汚泥の放射能濃度測定結果

測定機関 株式会社 むさしの計測
 測定方法 放射能濃度等測定方法ガイドライン(環境省)
 廃棄物等の放射能調査・測定法暫定マニュアル(国立環境研究所)
 使用測定器 ゲルマニウム半導体検出器

単位:Bq/kg

施設名	試料採取日	飛灰		
		放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム合計
北清掃工場	6月24日	不検出(<17)	42	42
千歳清掃工場	6月23日	不検出(<16)	59	59
渋谷清掃工場	6月12日	不検出(<18)	34	34
墨田清掃工場	6月5日	不検出(<16)	136	136

単位:Bq/kg

施設名	試料採取日	飛灰処理汚泥		
		放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム合計
中央清掃工場	6月30日	不検出(<13)	26	26
港清掃工場	6月4日	不検出(<15)	75	75
北清掃工場	6月22日	不検出(<15)	55	55
品川清掃工場	6月11日	不検出(<18)	29	29
大田清掃工場(新工場)	6月17日	不検出(<15)	39	39
多摩川清掃工場	6月8日	不検出(<17)	65	65
世田谷清掃工場	6月19日	不検出(<14)	83	83
千歳清掃工場	6月15日	不検出(<14)	47	47
渋谷清掃工場 ※3	—	—	—	—
杉並清掃工場	6月16日	不検出(<11)	50	50
豊島清掃工場	6月15日	不検出(<12)	26	26
板橋清掃工場	6月18日	不検出(<16)	69	69
練馬清掃工場	6月29日	不検出(<17)	59	59
墨田清掃工場	6月25日	不検出(<15)	68	68
新江東清掃工場	6月26日	不検出(<14)	99	99
有明清掃工場	6月2日	不検出(<18)	55	55
足立清掃工場	6月10日	不検出(<18)	115	115
葛飾清掃工場	6月22日	不検出(<17)	185	185
江戸川清掃工場	6月9日	24	324	348
中防灰溶融施設	6月19日	不検出(<16)	49	49

※1 「不検出」とは、検出下限値未満を表します。また、()内は検出下限値を表します。

※2 放射能濃度が8,000Bq/kg以下のものは、放射性物質汚染対処特措法に則り、通常の埋立処分等を行います。

※3 「—」の工場は、定期補修工事等により測定していません。